

会津若松地方広域市町村圏整備組合新ごみ焼却施設整備・運営事業に係る余熱利用基本方針検討委員会設置要綱

令和元年5月20日決裁

(設置)

第1条 この要綱は、会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「組合」という。）が行う新ごみ焼却施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）で設置されるごみ焼却施設（以下「新施設」という。）における余熱利用の基本方針を策定するため、本事業に係る余熱利用基本方針検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、管理者の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 余熱利用の基本方針の策定に関する事項
- (2) その他管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織し、管理者が委嘱する。

- (1) 新施設が所在する鍛冶屋敷地区及び新施設周辺の深川地区、深川北地区、幕内地区並びに二日町地区の代表者 各1名
- (2) 会津若松市区長会 1名
- (3) 学識経験者 1名
- (4) 関係行政機関の職員 2名

2 前項の委員の任期は、委嘱の日から余熱利用の基本方針の策定が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 検討委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に出席を求め、意見

又は説明を聴くことができる。

- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会津若松地方広域市町村圏整備組合情報公開条例（平成21年会広整組条例第2号）第7条各号のいずれかに該当すると認められるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

（秘密の保持）

第6条 委員は、職務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事務局）

第7条 検討委員会の庶務は、組合環境センターにおいて処理する。

- 2 組合が委託したアドバイザー等は、必要に応じて事務局に参加させることができる。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の検討委員会は、管理者が招集する。

（要綱の失効）

- 3 この要綱は、本事業の余熱利用の基本方針の策定が終了した日に、その効力を失う。